

(別記様式第 1 号)

計画策定年度	令和 7 年度
計画主体	青森県鱒ヶ沢町

令和 8 年 3 月 3 日作成

鱒ヶ沢町鳥獣被害防止計画

(連絡先)

担当部署名 青森県鱒ヶ沢町 農林水産課
所在地 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 3 2 1
TEL 0 1 7 3 - 7 2 - 2 1 1 1
FAX 0 1 7 3 - 7 2 - 2 3 7 4
メールアドレス sangyou@town.ajigasawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・アライグマ・カラス・ツキノワグマ・カルガモ カワウ・ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	青森県鱒ヶ沢町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	果樹（リンゴ）	0.14 ha
	野菜（スイートコーン・スイカ他）	453 千円
	水稲	
アライグマ	野菜（スイカ）	0.002 ha 8 千円
カラス	果樹（リンゴ）	0.05 ha
	野菜（スイートコーン・スイカ他）	212 千円
ツキノワグマ	野菜（スイカ・メロン）	0.01 ha 33 千円
カルガモ	—	— ha — 千円
カワウ	—	— kg — 千円
ニホンジカ	—	— ha — 千円
イノシシ	水稲	0.01 ha 7 千円
ハクビシン	野菜（スイカ）	0.01 ha 49 千円
計		0.222 ha 762 千円

※別紙1 鱒ヶ沢町過去3年間における鳥獣による農作物被害状況 参照

(2) 被害の傾向

①ニホンザル

被害は町内全域に及ぶ。3月頃からリンゴの芽の食害に始まり、5月以降は定植した農産物の被害が頻繁に発生する。7月以降は収穫期を迎える、スイカ・リンゴ・スイートコーン・水稻の食害が増加する。

近年は、市街地にも出没し、住民を困惑させている。

②アライグマ

6月から9月にかけてスイカへの食害が発生する。被害はスイカの畑作地域が多い。

③カラス

7月から8月にかけてスイカ、メロン、スイートコーン等への食害等が発生する。また、8月から10月にかけてリンゴの食害等が発生する。

④ツキノワグマ

被害は町内全域に及ぶ。7月からスイカ、スイートコーン等の食害に始まり、9月以降は収穫期を迎えるリンゴ、水稻への被害が多発する。

⑤カルガモ

田植え後の5月の苗の活着障害や抜き取りが発生し、水稻の生育に影響を与えている。被害は町内全域に及ぶ。

⑥カワウ

6月から8月にかけてアユの捕食による漁業資源の減少が懸念される。

⑦ニホンジカ

令和2年度にリンゴ園地において樹体被害が確認され、近隣市町村でも多数の目撃が報告されていることから、今後、農林業被害の発生・拡大が懸念される。

⑧イノシシ

町内全域で多数の目撃が報告され、水稻への被害が確認されている。今後、農林業被害の発生・拡大が懸念される。

⑨ハクビシン

7月から8月にかけてスイカ等の生育に影響を及ぼし、多数の目撃が報告されていることから、被害の発生・拡大が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

①ニホンザル

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	453千円	315千円
被害面積	0.14ha	0.09ha

②アライグマ

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	8千円	6千円
被害面積	0.002ha	0.0014ha

③カラス

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	212千円	147千円
被害面積	0.05ha	0.035ha

④ツキノワグマ

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	33千円	23千円
被害面積	0.01ha	0.007ha

⑤カルガモ

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	－千円	－千円
被害面積	－ha	－ha

※被害額の把握が困難なことから設定せず

⑥カワウ

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	－千円	－千円
被害面積	－ha	－ha

※被害額の把握が困難なことから設定せず

⑦ニホンジカ

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	－千円	－千円
被害面積	－ha	－ha

※被害額の把握が困難なことから設定せず

⑧イノシシ

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	7千円	5千円
被害面積	0.01ha	0.007ha

⑨ハクビシン

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	49千円	34千円
被害面積	0.01ha	0.007ha

⑩計

指 標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	762千円	530千円
被害面積	0.222ha	0.155ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>ツキノワグマは被害を及ぼすおそれがある場所での出没した場合には、ニホンザル、カラス、カルガモ、ニホンジカ、カワウについては、被害発生時に鳥獣被害対策実施隊員や猟友会に依頼し、銃器や箱わなによる有害鳥獣捕獲を実施してきた。</p> <p>平成20年から箱わなを導入しており、現在50基の箱わなを設置している。</p> <p>実施隊員及び農業者が、駆逐用花火(町提供)による追い払いを実施している。</p> <p>猟友会員の高齢化が進む中で、若年狩猟者の担い手を育成するため、鱒ヶ沢町有害鳥獣捕獲従事者育成支援補助金(令和6年度1人、令和7年度1人)により、若年狩猟者の育成支援活動を推進し、従来は23人体制であった猟友会が、現在は26人となっている。</p>	<p>鳥獣被害対策実施隊員である狩猟者の高齢化や減少が進んでおり、捕獲の担い手の育成が必要である。</p> <p>鳥獣は、市町村の境界を越えて被害を及ぼすので周辺の市町村と連携した対策を講ずる必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>令和4年度から6年度にかけて鱒ヶ沢町鳥獣被害防止電気柵設置事業助成金を交付し、電気柵による防除活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度実績 (1,460m) ・令和5年度実績 (961m) ・令和6年度実績 (2,470m) 	<p>広大な設置規模を要する地域については、設置規模に対し整備・維持管理経費が多額となる。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>農業者に対し放任果樹の除去についての周知活動を行っている。</p>	<p>高齢化が進む過疎地域においては、放任果樹等への認識改善が必要である。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>被害状況やサルの遊動域を把握したうえで、営農指導員及び専門家による被害防止対策技術講習会を開催し、地域住民の知識・意識の向上を図り、防止対策を講ずる。</p> <p>鱒ヶ沢町町内会連絡協議会によるサルの追い払い作業員の育成を実施するほか、農業者団体、集落代表者等の関係機関との連携を深め、生息調査を実施し、有害鳥獣の</p>

適正な追い払いや捕獲を実施して、地域ぐるみで被害の減少を図る。
 実施隊員には、各種研修を受講させるとともに、必用に応じて専門家を招聘し技術の向上を図るとともに、研修等で得た知識技術等を住民に対して普及啓発を行う。
 また、被害農家の要望を把握し、防護柵等を設置する取組を進めていく。
 さらに、効果的な捕獲に資するためICTを活用した捕獲技術について、実証・活用していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

青森県猟友会鱒ヶ沢支部会員、鱒ヶ沢町農林水産課職員より鱒ヶ沢町鳥獣被害対策実施隊員を指名又は任命し、迅速な対応にあたる。
 なお、本実施隊員のうち青森県猟友会鱒ヶ沢支部より任命した隊員は、鳥獣被害防止特別措置法第9条に定めのある対象鳥獣捕獲員として位置づける。
 その他、有害鳥獣の捕獲については、青森県猟友会鱒ヶ沢支部に依頼する。
 また、アライグマに関しては、鱒ヶ沢町アライグマ防除実施計画において、適切な知識及び技術を有していると認められる者を捕獲従事者として認定する。
 ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
8年度 ～ 10年度	ニホンザル アライグマ カラス ツキノワグマ カルガモ カワウ ニホンジカ イノシシ ハクビシン	農協職員や担い手農家に対して、猟友会等による研修会を開催し、若手狩猟者の育成を図る。 また、捕獲用わなを導入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
 捕獲については、その年度ごとの被害状況に応じて適正に捕獲許可頭数を調整し、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」及び「鱒ヶ沢町アライグマ防除実施計画」に基づき、適正な捕獲を実施していく。
 ①ニホンザル
 過去5年間に380頭捕獲してきたが、出没区域・食害等の報告数は減少していない。農地周辺に出没する群れやハナレザルを中心に捕獲を行い、着実、早期に被

害が減少する効果的方法を実施する。

令和5年の生息調査により、集落周辺では8群164頭が確認され、群れの頭数から年間に20～30頭の子ザルが産まれると推測される。近年の捕獲頭数は毎年50頭以上であり、山奥の群が人里に降りてきていると推測されることから、着実な加害個体の捕獲と生息数の適正化を目指すこととし、捕獲計画数は捕獲実績から年間80頭とする。

(ニホンザル捕獲実績)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	合計
捕獲頭数	89	104	58	62	67	380

②アライグマ

6月から9月にスイカの食害が発生している。他の農作物への被害も発生している。繁殖力が強く、広範囲に被害が発生する前に駆除する必要があるため、可能な限り捕獲する。

(アライグマ捕獲実績)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	合計
捕獲頭数	11	3	5	7	—	26

③カラス

スイカ、スイートコーン、リンゴ等の食害が増加し深刻な問題となっている。被害額は212千円と被害が後を絶たない状況であり、被害地域が広範囲に拡大している。引き続き、被害軽減を図るため捕獲計画数を前回計画同様の年間200羽とする。

(カラス捕獲実績)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	合計
捕獲頭数	268	125	110	48	93	644

④ツキノワグマ

スイカ、スイートコーン、リンゴ等の食害が増加し深刻な問題となっている。人里での目撃情報も多く、近年は、市街地での出没が多数確認され人的被害も危惧される。

過去5年間において83頭捕獲したものの、目撃情報が多数寄せられ被害地域が広範囲に拡大している。捕獲計画数を確実な被害軽減を図るために前回計画より増して年間60頭とする。

(ツキノワグマ捕獲実績)

年度	R2	R3	R4	R5	R6	合計
捕獲頭数	6	19	9	42	7	83

⑤カルガモ

カルガモによる水稻の被害は5月頃から発生しているため、被害報告があった地域で田植え終了後から加害個体を確実に捕獲することとし、必要最小数の捕獲とする。

⑥カワウ

被害額の把握は困難なものの、水産資源であるアユの食害が発生しており、被害の拡大が予想されるため、年間捕獲頭数を20羽とする。

⑦ニホンジカ

リンゴ園地において樹体被害が確認されている。繁殖力が強く、被害が広がる前に駆除する必要があるため、可能な限り捕獲とする。

⑧イノシシ

水田での出没が確認され、水稻に被害が及んでいる。町内全域で目撃されていることや、繁殖力が強く、被害が広がる前に駆除する必要があるため、可能な限り捕獲とする。

⑨ハクビシン

スイカ等の生育に影響を及ぼし、町内で多数目撃が確認されており、被害が拡大する前に駆除する必要があるため、可能な限り捕獲とする。

(ハクビシン捕獲実績)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	合計
捕獲頭数	—	—	4	10	11	25

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
ニホンザル	80頭	80頭	80頭
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
カラス	200羽	200羽	200羽
ツキノワグマ	60頭	60頭	60頭
カルガモ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
カワウ	20羽	20羽	20羽
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

捕獲等の取組内容

対象鳥獣は、農作業が始まる3月から12月にかけて頻繁に出没しており、町内全域で目撃されている。

そのため、捕獲については「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」及び「鱒ヶ沢町アライグマ防除実施計画」に基づき、対象鳥獣の被害に応じて捕獲方法や捕獲場所を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な場合は、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
鱒ヶ沢町	無し（権限委譲済み）

4. 防護柵の設置に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8年度	9年度	10年度
ニホンザル アライグマ ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン	電気柵 2,000m	電気柵 2,000m	電気柵 2,000m
設置希望者を募集し、鱒ヶ沢町鳥獣被害防止電気柵設置事業助成金要綱に基づき、助成金を交付する。			

（2）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8年度	9年度	10年度
ニホンザル アライグマ ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン	基本的な管理は事業実施者が行い、町は、事業実施者に対し事業費を補助する。	基本的な管理は事業実施者が行い、町は、事業実施者に対し事業費を補助する。	基本的な管理は事業実施者が行い、町は、事業実施者に対し事業費を補助する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

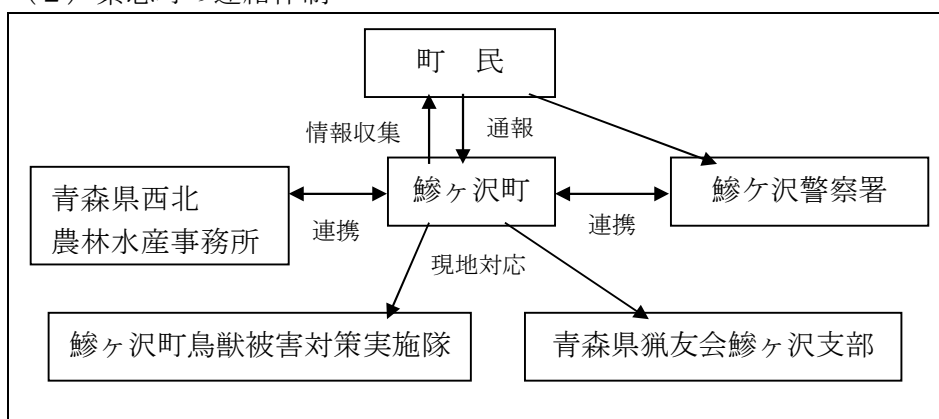
年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
8年度 ～ 10年度	ニホンザル アライグマ カラス ツキノワグマ カルガモ カワウ ニホンジカ イノシシ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> 自治会や農林業団体及び鱒ヶ沢町鳥獣被害対策実施隊等が連携して一斉追い払い活動を実施するなど、追い払い体制を構築する。 被害防止のための集落環境づくりを推進するため、広報紙や勉強会などによる地域住民への啓発活動や、農家の高齢化が進む過疎地において、放任果樹等への認識改善を図るための周知活動を行う。 新しい被害防止技術などの検討を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（1）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鱒ヶ沢町	防災無線等を利用し、町民へ周知するとともに、県及び警察、鱒ヶ沢町鳥獣被害対策実施隊、猟友会と連携した対応を図る
鱒ヶ沢町鳥獣被害対策実施隊	町と連携した対応を図る
青森県猟友会鱒ヶ沢支部	町と連携した対応を図る
青森県西北農林水産事務所	町と連携した対応を図る
鱒ヶ沢警察署	町と連携した現場確認等の対応を図る

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」及び「鱒ヶ沢町アライグマ防除実施計画」に基づき、適正に処理する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制は、町廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、鱒ヶ沢町鳥獣被害防止対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である鱒ヶ沢町等が廃棄物の排出者として適正に処理することとする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。

また、その他の有効な活用も困難である。

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止対策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	鯔ヶ沢町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
鯔ヶ沢町 農林水産課	事務局担当と協議会に関する連絡調整及び被害防止対策指導等の啓発活動
つがるにしきた農協 つがる白神支店	農業者からの被害情報収集、対策情報提供、営農指導
つがる森林組合	林業者からの被害情報収集、対策情報提供
青森県猟友会鯔ヶ沢支部	有害鳥獣の捕獲の実践等
鯔ヶ沢地区町内会連絡協議会	地域住民の協力体制の構築
舞戸地区町内会連絡協議会	地域住民の協力体制の構築
中村地区町内会連合会	地域住民の協力体制の構築
赤石地区町内会連合会	地域住民の協力体制の構築
鳴沢地区町内会連合会	地域住民の協力体制の構築
青森県西北農林水産事務所	オブザーバーとして本協議会への指導・助言等鳥獣被害を受けにくい農作物の作付け等の技術指導

※別紙2 被害防止対策の実施体制図 参照

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊の規模・構成及び実施する被害防止対策については、鯔ヶ沢町鳥獣被害対策実施隊体制図（別紙3）のとおり
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲等に関して、近隣する市町村連携を図っていく。

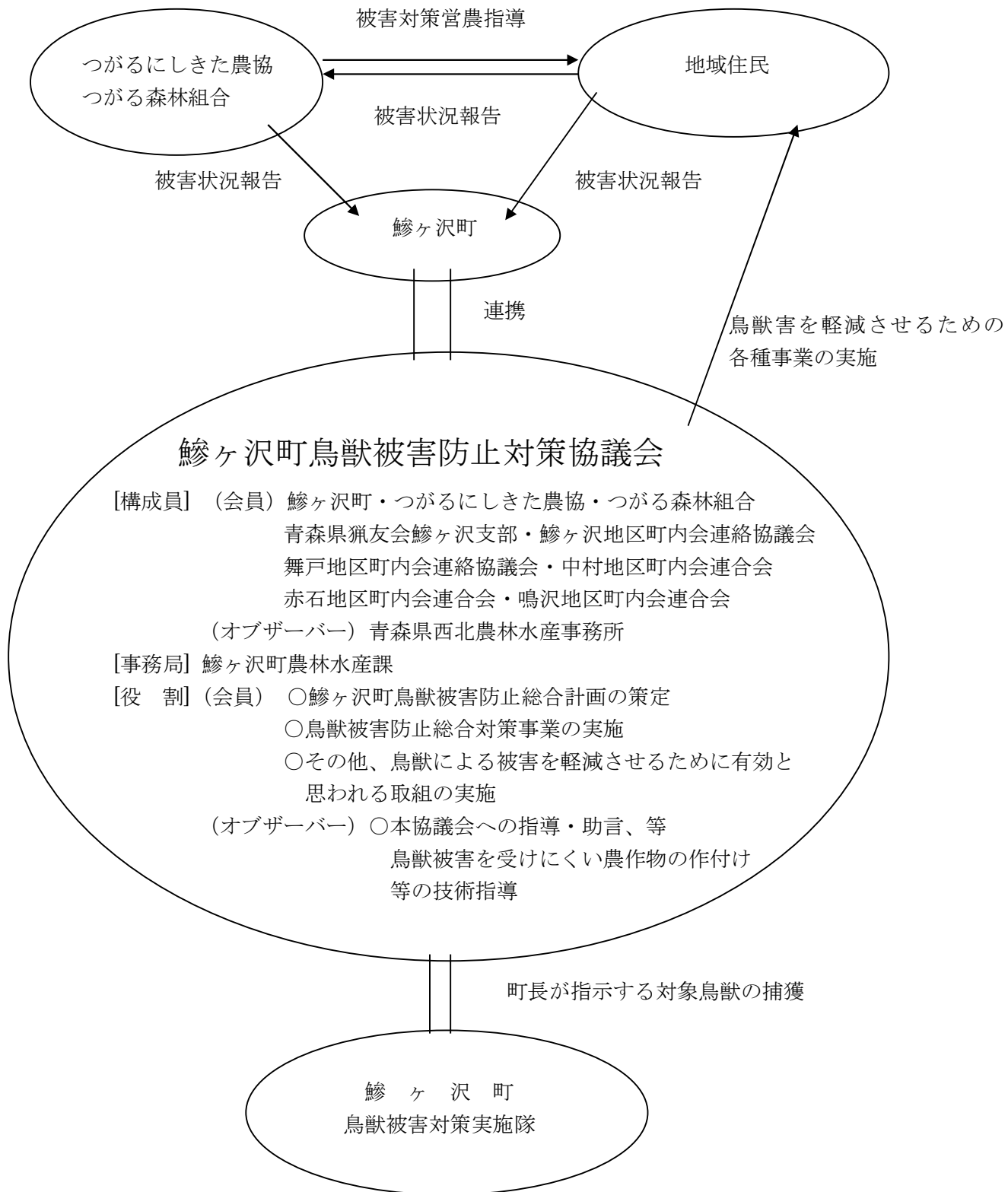
別紙 1

鱒ヶ沢町過去3年間における鳥獣による農作物被害状況

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		計	
	面積 (h a)	金額 (千円)	面積 (h a)	金額 (千円)	面積 (h a)	金額 (千円)	面積 (h a)	金額 (千円)
サル	0.17	537	0.24	524	0.14	458	0.55	1,519
クマ	0.05	180	0.15	594	0.01	33	0.21	807
カラス	0.01	32	0.08	312	0.05	212	0.14	556
カルガモ	-	-	-	-	-	-	-	-
アライグマ	-	-	-	-	0.002	8	0.002	8
ニホンジカ	-	-	-	-	-	-	-	-
カワウ	-	-	-	-	-	-	-	-
イノシシ	-	-	-	-	0.01	7	0.01	7
ハクビシン	-	-	-	-	0.01	49	0.01	49
その他獣類	-	-	0.004	18	-	-	0.004	18
計	0.23	749	0.474	1,448	0.222	767	0.926	2,964

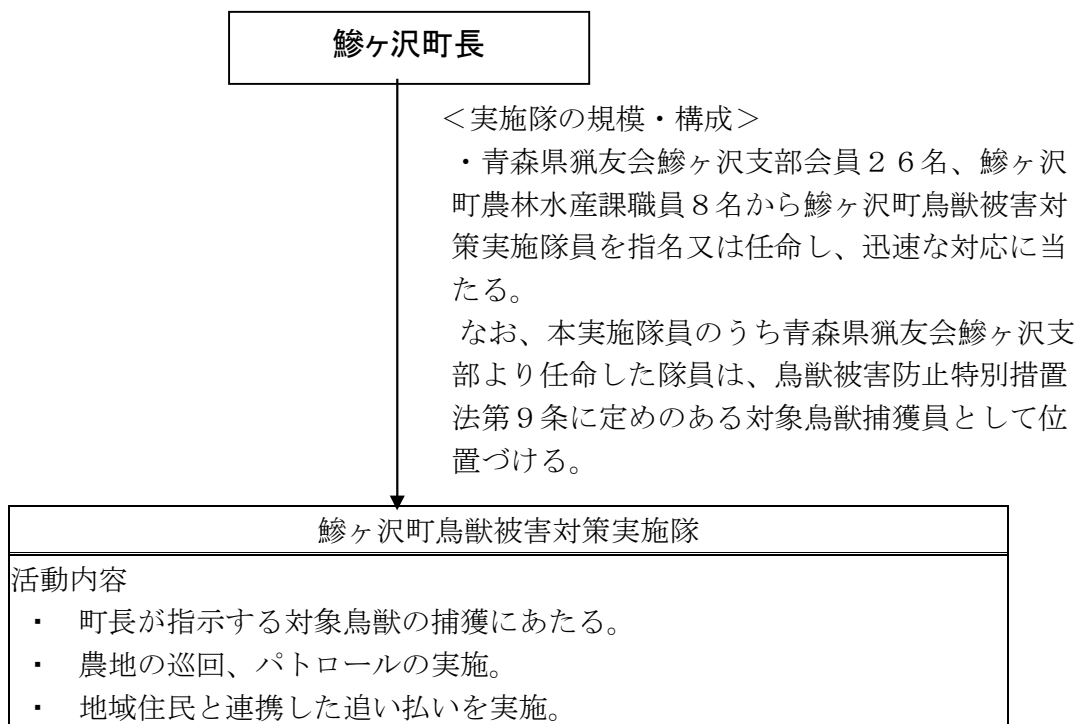
被害面積及び金額については、被害農家から報告されたものを集計しているため、報告のない数値は計上されていない。

被害防止対策の実施体制図



別紙 3

鱒ヶ沢町鳥獣被害対策実施隊体制図



隊員数は、令和7年4月1日現在